

デイサービス元気倶楽部指定通所介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団為王会が開設するデイサービス元気倶楽部（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護又は矢板市介護予防・日常生活支援総合事業、さくら市介護予防・日常生活支援総合事業、塩谷町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「指定通所型サービス」という。）の各事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は総合事業においては事業対象者に対し、適正な指定通所介護又は指定通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護又は指定通所型サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定通所型サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、指定通所介護又は指定通所型サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 デイサービス元気倶楽部
 - (2) 所在地 矢板市扇町2丁目8番地34

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(常勤・管理業務に支障がない時には他の職務を兼ねる)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

・生活相談員 1. 2名以上

・看護職員 1. 2名以上

・介護職員 4名以上

・機能訓練指導員 1. 2名以上

従業者は、指定通所介護又は指定通所型サービスの提供に当たる。

(3) その他

・事務職員 1名以上

・調理員 3名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時30分

(3) サービス提供時間 (7時間以上8時間未満)

9時15分から16時30分まで

(事業の実施における利用定員)

第6条 指定通所介護又は指定通所型サービスの利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 30名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護又は指定通所型サービスの実施内容は次のとおりとし、各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は総合事業にあつては、矢板市が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

(1) 食事の提供 (2) 入浴(一般浴)

(3) 日常生活動作の機能訓練 (4) 健康チェック

- | | |
|-----------|--------------|
| (5) 送迎 | (6) レクリエーション |
| (7) 相談・助言 | (8) 口腔機能向上 |
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護又は指定通所型サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、5キロメートル当たり500円徴収する。
 - 3 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った通所介護の費用は、30分あたり50円徴収する。
 - 4 食費は、700円を徴収する。
 - 5 おむつ代は、実費徴収する。
 - 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 7 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、矢板市全域とする。その他のサービス実施地域は以下の通りとする。

- ・塩谷町…全域
- ・さくら市…(旧喜連川町) 喜連川、鷺宿、下河戸、上河戸
(旧氏家町) 氏家、桜野、草川、馬場、松山、箱森新田、
向河原、押上、蒲須坂、松島
- ・大田原市…(旧大田原市) 野崎、薄葉、上石上、下石上、佐久山
- ・那須塩原市…(旧西那須野町) 一区、二区、三区

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用すること。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

（個人情報の取り扱いに関する事項）

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法

律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報
情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取
扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サー
ビスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への
情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る
ものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
ものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密
を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を
保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定通所介護又は指定通所型サービスの提供に係る利
用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措
置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の
規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め
又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査
に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指
導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所型サービスに関し、介護保険法第115
条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若
しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応
じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協
力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当
該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して
国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団
体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って
必要な改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、事業を行っているときに、利用者に病状の急変、
その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等

の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護又は指定通所型サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は生活相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携に関する事項)

第15条 地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(衛生管理)

第17条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について生活相談員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、生活相談員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス利用にあたっての禁止事項)

第19条 利用者及びその家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合がある。

- 1 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
- 3 サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で行うこと。また、SNSなどに掲載すること。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、研修計画は次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 1カ月以内
- (2) 継続研修 年12回
- (3) 虐待防止及び身体拘束等適正化に関する研修 年2回
- (4) 権利擁護に関する研修 年2回

- (5) 認知症ケアに関する研修 年2回
 - (6) 介護予防及び介護保険に関する研修 年2回
 - (7) 感染症に関する研修 年2回
 - (8) ハラスメント対策強化に関する研修 年2回
- 2 事業所は、生活相談員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 事業所は、適切な指定通所介護及び指定通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定通所介護及び指定通所型サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

附 則

- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年11月15日から施行する。
- この規程は、平成30年 2月15日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。